



「任意後見サポーター®」養成講座～ 任意後見を正しく知って、 認知症に事前準備しよう～

任意後見制度の活用について学びました。



2019年6月20日（木）

第6回目も、先週に引き続き行政書士 加賀雅典先生の講座です。講座の冒頭、加賀先生の近況活動報告がございました。今回は、認知症患者の行方不明者数が年々増えているというニュースについて、加賀先生が実際に名前もどこの誰かも分からない方の成年後見を受任されたお話を伺いました。ご本人の情報がほとんどない中での受任というのは本当に大変なお仕事だということがよくわかるお話でした。

講座内容は、「任意後見制度」の活用についてです。

まず最初に、「悪質商法対策」と任意後見の併用について学びました。「任意後見」は、「法定後見」と違って「取消権」がありません。しかし、「取消権」がないからと言って、本人を（委任者）守れないわけではないということを実例を交えて学びました。

次に、任意後見契約に、見守り契約＋生前事務委任契約＋死後事務委任契約を併用をするメリットについて学びました。このセットは、任意後見の「移行型」タイプになります。

また、任意後見の移行型と遺言を併用についても学びました。遺言については今年、来年と法律の一部が変わることも教えていただきました。そして変わることによって、遺言が私たちの身近になることも教えていただきました。

最後は「知的障がい者・精神障がい者等である子の「親亡き後」の問題への対応」について、「任意後見」でどのようにサポートできるかについて学びました。

「任意後見」は、さまざまな制度や内容と併用できる制度ということを知ることができた講座でした。

次回は前 公証人で現 弁護士の慶田康男先生の講座です。

講 師：加賀雅典（協会理事・行政書士）

理事長：佐々和亮

事務局：秋元美香利

